再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年１２月２３日
犯罪対策閣僚会議決定

「再犯防止推進計画」（平成２９年１２月閣議決定、計画期間：平成３０年度～令和４年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき３つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

１　満期釈放者対策の充実強化

（１）現状と課題

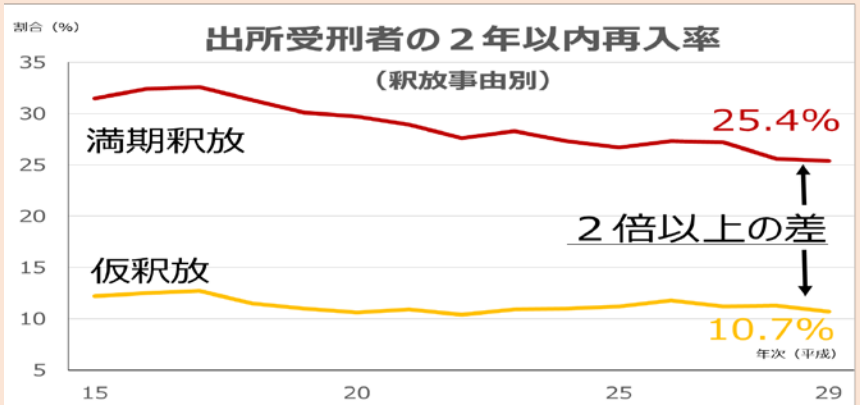

⇒出所受刑者の２年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の２倍以上の差があり、全体を１６％以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

（２）成果目標

令和４年までに、満期釈放者の２年以内再入者数を２割以上減少
※　２，７２６人（直近5年間の平均）
→２，０００人以下に減少

（３）成果目標の達成に向けた主な具体的取組
- ○　出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- ○　満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

２　地方公共団体との連携強化の推進

（１）現状と課題
- ○　再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- ○　再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

（２）成果目標

令和３年度末までに、１００以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
※　策定団体数：２２団体（Ｒ１．１０．１現在）

（３）成果目標の達成に向けた主な具体的取組
- ○　地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- ○　地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

３　民間協力者の活動の促進

（１）現状と課題
- ○　民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- ○　財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

（２）現状の課題に対応した主な具体的取組
- ○　保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- ○　民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

再犯防止推進計画加速化プラン
～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～

（令和元年１２月２３日
犯罪対策閣僚会議決定）

第１　本プランについて

政府においては、「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）の策定以降、同計画に基づき、関係省庁が連携協力して再犯防止施策を推進しているところ、政府目標である出所後２年以内に再び刑事施設に入所する者の割合（２年以内再入率）が、直近の平成29年出所者において初めて17％を下回るなど、着実な成果を上げつつある。

その一方で、刑事施設内で刑期を終えて社会に復帰する満期釈放者は、出所受刑者の約４割に上るところ、その２年以内再入率は、直近の平成29年出所者において25.4％となっており、刑期終了前に社会に戻り、社会内で保護観察を受ける仮釈放者（10.7％）と比較すると、２倍以上高くなっている。「令和３年度までに２年以内再入率を16％以下にする」という政府目標を確実に達成するとともに、同目標を達成した後も更に２年以内再入率を低下させるためには、満期釈放者の再犯をいかに防ぐかが極めて重要である。

また、満期釈放者はもとより、刑事司法手続の入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。現在、再犯防止の取組を積極的に進める地方公共団体も増えつつあり、こうした動きを更に促進するためにも、推進計画に掲げられている地方公共団体との連携強化をより一層推進していく必要がある。

さらに、刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現していくためには、国・地方公共団体との連携はもとより、民間協力者との連携協力が不可欠である。しかしながら、民間協力者の財政基盤は脆弱であることが多く、財政上の問題から、本来、有意義な再犯防止活動が限定的な効果にとどまっている例も少なくないのが実情である。

そのため、「再犯防止推進計画加速化プラン」として、現下の課題に対応するため、①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化、③民間協力者の活動の促進について、政府一丸となって、効果的な取組を積極的に進めていくこととする。

地域で実現するためには、国、地方公共団体、民間団体が互いの本来の役割を踏まえつつ、それぞれの分野を越えて連携するための取組が不可欠である。

この点、再犯防止推進法においては、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、再犯防止施策を講ずることとされている。国は、原則として刑事司法手続の範囲で、各種の社会復帰支援を実施する役割を有している。一方、地方公共団体は、刑事司法手続終了後も含め、犯罪をした者等のうち、保健医療・福祉サービスといった各種の行政サービスを必要とするもの、特に、こうしたサービスへのアクセスが困難であるものに対して適切にサービスを提供することはもとより、複合的な課題を抱えるものについては適当な行政サービスにつなげ、地域移行を図るなど、国と連携して“息の長い”支援を実施する役割を有している。

国と地方公共団体には、こうした本来の役割を踏まえ、垣根を越えて連携し、取組を進めることが求められている。

（２）成果目標

令和３年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援する。

（３）成果目標の達成に向けた具体的な取組

ア　地方公共団体が地方計画の策定や再犯防止施策を推進するために必要な各種統計情報を整備し、提供する。【法務省】

イ　地方公共団体や民間団体の好事例など、地域において再犯防止に取り組む上で参考となる情報を集約し、閲覧するなど、取組の横展開を図る仕組みを整備する。【法務省】

ウ　地方公共団体が効果的な再犯防止の実施体制を構築できるよう、必要な支援を実施する。【法務省、総務省】

３　民間協力者の活動の促進

（１）現状と課題の解決に向けた方向性

“息の長い”支援を実現するためには、更生保護ボランティアや少年警察ボランティア、更生保護法人、協力雇用主、教誨師や篤志面接委員といった、これまで長年に渡って犯罪をした者等の立ち直りを支援してきた民間協力者に加え、ダルク等の自助グループ、医療・保健・福祉関係等の民間団体、企業等は不可欠な存在であり、その活動を支援する必要がある。

取り分け、犯罪をした者等の立ち直りを支える保護司については、その活動を支援するため、地域の活動拠点である「更生保護サポートセンター」

が令和元年度末までに、全ての保護司会（886か所）で設置される予定であるとともに、平成31年３月には、平成26年に全国保護司連盟と共同して策定した「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を改訂し、保護司活動インターンシップ（地域住民等に対する保護司活動を体験する機会の提供）や保護司候補者検討協議会（地域の関係団体等が参加し、保護司候補者に関する必要な情報の収集及び交換を行うもの）を積極的に運用することとしている。

また、更生保護施設においては、被保護者の特性等を理解し信頼関係が構築されている更生保護施設職員が、退所後に生活相談等のため自ら更生保護施設を訪れて来る者に対して、その相談に応じる等の継続的な指導や援助を行うことにより、退所者の再犯を防止するフォローアップ事業を実施しているほか、更生保護女性会員、ＢＢＳ会員等の更生保護ボランティアは、地域の関係団体と連携しながら、保護観察処遇への協力や矯正施設への支援はもとより、近年は、子育て中の親子や高齢者、児童生徒等の支援として、「サロン」や「子ども食堂」の運営、「学習支援」などの取組を実施している。

このように、近年、民間協力者の求められる役割や活動範囲は大きく広がっており、それに伴い、国による一層効果的な支援が強く求められている。また、民間協力者の財政基盤は脆弱であることが多く、財政上の問題から、地域における再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくないのが実情である。

こうした課題を解決するため、“息の長い”支援に取り組む民間協力者に対する継続的支援を強化するとともに、民間資金を活用して、民間協力者による活動のための財政基盤を整備していくことが必要である。

（２）具体的な取組

ア　幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場にある国民から保護司の適任者を得られるよう、保護司活動インターンシップ及び保護司候補者検討協議会の取組を推進するとともに、保護司適任者確保に関する調査研究を踏まえた実効性のある対策を実施する。【法務省】

イ　更生保護就労支援事業や身元保証制度、刑務所出所者等就労奨励金等を活用した協力雇用主への継続的支援の強化や、犯罪をした者等を受け入れる農福連携等による立ち直りの取組を推進するとともに、刑務所出所者等が地域社会に定着できるまでの間の最も身近かつ有効な支援者である更生保護施設の体制整備を図り、更生保護施設の地域拠点機能を強化する。【法務省、農林水産省、厚生労働省】

ウ　ソーシャル・インパクト・ボンド等の成果連動型民間委託契約方式（ＰＦＳ）の仕組みを通じ、社会的課題に取り組むＮＰＯ、民間企業・団体等と連携した効果的な再犯防止・立ち直りに向けた活動を推進する。【法務省、内閣府】

エ　少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めるほか、少年警察ボランティア等の活動を促進するため、研修の実施等支援の充実を図る。【警察庁】

オ　保護司、更生保護女性会員、ＢＢＳ会員、協力雇用主及び少年警察ボランティア等民間協力者の活動について、国民の理解と協力を得られるよう、新聞・テレビを始め、関係機関のウェブサイトやＳＮＳ等様々な媒体を通じた広報を充実強化するとともに、民間協力者によるクラウドファンディングや基金等の活用を促進する。【法務省、警察庁】